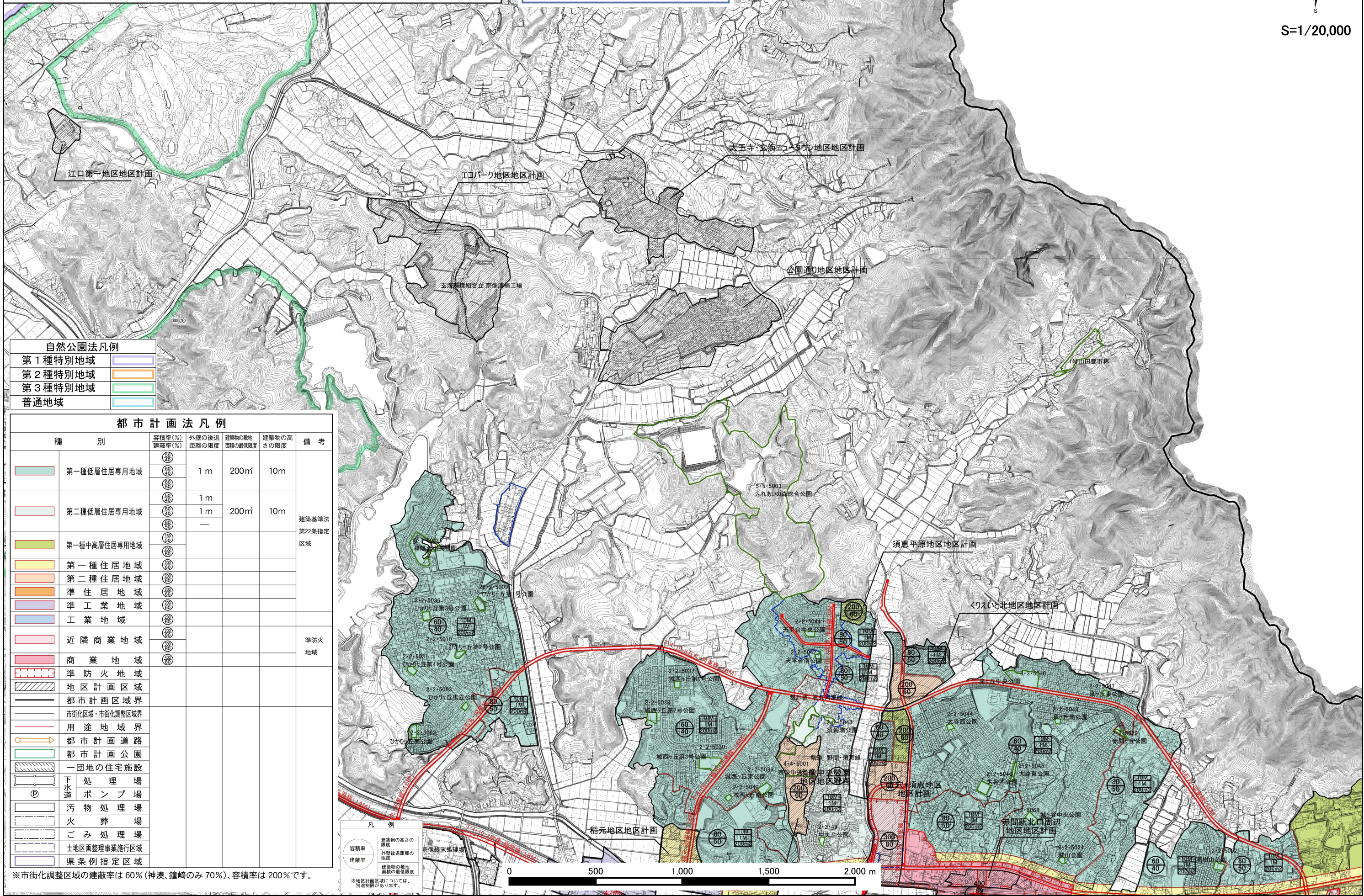


福岡広域都市計画地区計画の変更(宗像市決定)
総括図

法第16条縦覧



自然公園法凡例

第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	

都市計画法凡例

種別	容積率(%) 建蔽率(%)	外壁の後退 距離の限度	建築物の敷地 面積の最低限度	建築物の高 さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	②⑤ ②⑤	1 m	200㎡	10m	建築基準法 第22条指定 区域
第二種低層住居専用地域	③⑤ ③⑤	1 m	200㎡	10m	
第一種中高層住居専用地域	③⑤ ③⑤	—			
第一種住居地域	③⑤ ③⑤				
第二種住居地域	③⑤ ③⑤				
準住居地域	③⑤ ③⑤				
準工業地域	③⑤ ③⑤				
工業地域	③⑤ ③⑤				
近隣商業地域	③⑤ ③⑤				準防火 地域
商業地域	③⑤ ③⑤				
準防火地域	③⑤ ③⑤				
地区計画区域					
都市計画区域界					
市街化区域・市街化調整区域界					
用途地域界					
都市計画道路					
都市計画公園					
一団地の住宅施設					
処理場					
下水道					
ポンプ場					
汚物処理場					
火葬場					
ごみ処理場					
土地区画整理事業施行区域					
県条例指定区域					

※市街化調整区域の建蔽率は60% (神湊、鐘崎のみ70%)、容積率は200%です。

凡例

容積率
建築物の高さの
限度
外壁後退距離の
限度
建築物の敷地
面積の最低限度

※地区計画区域については、
別途制限があります。